



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年11月4日水曜日 第154号

### ◇ 目 次 ◇

- 落札者等の告示..... (税務課) ... 935
- 指定障害福祉サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 935
- 指定障害児通所支援事業者の指定..... ( ) ... 936
- 指定障害福祉サービス事業の廃止..... ( ) ... 936
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 936
- 道路の供用開始 (県道宇和高山線) ..... (南予地方局西予土木事務所) ... 937

### 公 告

- パソコンネットワーク学習システムの借入れ..... (高校教育課) ... 937

### 監査委員規程

- 愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程..... (監査事務局) ... 938

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1186号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年11月4日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
県税オンラインシステム税制改正対応改修業務	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年10月7日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	71,989,500円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

#### ○愛媛県告示第1187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年11月4日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813200056	特定非営利活動法人サン・スマ	愛媛県越智郡上島町生名508番地	村本 祐子	居宅介護	サン・スマ介護サービス	愛媛県越智郡上島町生名508番地	令和2年4月1日
3813200056	特定非営利活動法人サン・スマ	愛媛県越智郡上島町生名508番地	村本 祐子	同行援護	サン・スマ介護サービス	愛媛県越智郡上島町生名508番地	令和2年4月1日
3810500268	株式会社 スマイルラボ	愛媛県新居浜市郷三丁目6番10号	渡邊 誠一	就労継続支援B型	スマイルラボ第2作業所	愛媛県新居浜市郷三丁目6番10号	令和2年5月1日
3810200406	NPO法人 すくらむハート	愛媛県今治市大西町紺原甲302-1	渡部 雄一朗	生活介護	ほんたはうす	愛媛県今治市野間甲1214番地1 大沢食品ビル1F	令和2年6月1日
3810500821	NPO法人サスケ工房	愛媛県新居浜市西町1番30号	白石 光廣	就労定着支援	サスケ・アカデミー新居浜	愛媛県新居浜市高木町2番20号 アーバンライフビル3-2	令和2年6月1日

3810200984	重松興産株式会社	愛媛県今治市常盤町四丁目7番地6	重松宗孝	就労継続支援B型	ひなた別宮	愛媛県今治市別宮町七丁目3番11号	令和2年7月1日
3811300692	有限会社GOHAN	愛媛県四国中央市上分町344番地1 アトムズビル	徳永守	居宅介護	おむすび	愛媛県四国中央市上分町344番地1 アトムズビル	令和2年7月1日
3811300692	有限会社GOHAN	愛媛県四国中央市上分町344番地1 アトムズビル	徳永守	重度訪問介護	おむすび	愛媛県四国中央市上分町344番地1 アトムズビル	令和2年7月1日
3811300684	株式会社 ダンク	愛媛県四国中央市川之江町1856番地17	岩本高之	短期入所	ショートステイ だんだん	愛媛県四国中央市川之江町701-4	令和2年7月1日
3810600811	特定非営利活動法人 あげぼの	愛媛県西条市周布835番地3	野口征次郎	就労定着支援	就労定着支援事業所 あげぼの	愛媛県西条市周布835番地3	令和2年7月1日
3810200877	社会福祉法人Sign	愛媛県今治市八町東6丁目4番22号	正岡弘樹	生活介護	多機能型事業所プリズム	愛媛県今治市馬越町三丁目2番2号	令和2年8月1日

○愛媛県告示第1188号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年11月4日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200399	株式会社イクシオ	愛媛県松山市中村一丁目2番26-1号	高田一生	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス キート 今治北クラス	愛媛県今治市南大門町四丁目2番地10号	令和2年4月1日
3851300222	株式会社TRUST	愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2	野村誠	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ここから	愛媛県四国中央市寒川町616番地1	令和2年4月1日
3850600283	株式会社さわやか倶楽部	福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号	内山文治	放課後等デイサービス	さわやか愛の家 さいじょう館	愛媛県西条市三津屋東30番地13 2階	令和2年4月1日
3850600275	株式会社びのきお	愛媛県新居浜市坂井町三丁目6番35号	沖野勝広	放課後等デイサービス	放課後クラブ びのきお おおまち	愛媛県西条市大町267の3番地	令和2年4月1日
3850600291	株式会社まる	愛媛県今治市菊岡町浜1272番地	貝崎哲也	放課後等デイサービス	ゆいまーる さいじょう	愛媛県西条市古川甲345-2	令和2年6月1日
3850200407	合同会社アクトアライズ	愛媛県西条市河原津甲178番地2	川又邦彦	児童発達支援	児童発達支援 すばる	愛媛県今治市美須賀町三丁目2-3	令和2年8月1日
3850200407	合同会社アクトアライズ	愛媛県西条市河原津甲178番地2	川又邦彦	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス すばる	愛媛県今治市美須賀町三丁目2-3	令和2年8月1日

○愛媛県告示第1189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年11月4日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500292	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 三甲高松ビル702号	川島裕介	重度訪問介護	セントケアにいほま	愛媛県新居浜市星原町15-47	令和2年6月30日

○愛媛県告示第1190号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年11月4日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大王製紙株式会社  
四国中央市三島紙屋町2番60号  
代表取締役社長 佐光 正義
- 事業場の名称及び所在地  
大王製紙株式会社三島工場  
四国中央市三島紙屋町5番1号
- 特定施設に関する事項  
(1) 廃酸又は廃アルカリの中和施設（新設）

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71の4号イ 廃酸又は廃アルカリの中和施設	
特定施設の能力	初沈槽 430,800 m <sup>3</sup> /日 曝気槽 496,800 m <sup>3</sup> /日 後沈槽 514,900 m <sup>3</sup> /日 凝沈槽 468,900 m <sup>3</sup> /日 砂ろ過 333,500 m <sup>3</sup> /日	
工事の着手予定年月日	-	
工事の完成予定年月日	-	
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 5.8～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 60.5 最大 100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 2.0

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 307,940 最大 318,820
----------------------------	--------------------------

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 5.8～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 60.5 最大 100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 281,450 最大 281,450

備考 このほかに、生活排水口が3箇所、雨水排水口が148箇所ある。

○愛媛県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和高山線	西予市宇和町野田1010番4から 同町野田1003番6まで	令和2年11月4日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月4日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

パソコンネットワーク学習システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

パソコンネットワーク学習システム一式（サーバー4台、パーソナルコンピュータ165台、プリンタ16台、プロジェクタ4台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和3年3月1日から令和9年2月28日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

## (6) 入札方法

- ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) ISO27001認証取得者かつ借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912-2951

- (2) 入札書の受領期限

令和2年12月8日（火）から12月15日（火）午前9時59分までの受付期間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、令和2年12月14日（月）午後5時15分までに必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

令和2年11月4日（水）から11月24日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年12月15日（火）午前10時

愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年11月25日（水）午後5時15分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 15 December 2020

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 14 December 2020)

- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2951

---

 監査委員規程
 

---

## ○愛媛県監査委員規程第3号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月4日

愛媛県監査委員 永 井 一 平

同 越 智 忍

同 森 高 康 行

同 高 橋 正 浩

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程

愛媛県監査委員監査規程（昭和55年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第2号</b>（第3条関係） 目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 1 省略</p> <p>2 監査資料作成基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 概況（おおむね次の事項を要約して記載すること。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 内部統制の実施状況（内部統制対象事務のリスクの識別、分類、分析及び評価並びにリスク対応策の整備状況（自己評価）及び運用状況（自己評価）を記載すること（既存のリスク評価シートにあつては、<u>監査資料に添付する</u> _____ こと。）。）</p> <p>(2)～(7) 省略</p>	<p><b>様式第2号</b>（第3条関係） 目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 1 省略</p> <p>2 監査資料作成基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 概況（おおむね次の事項を要約して記載すること。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 内部統制の実施状況（内部統制対象事務のリスクの識別、分類、分析及び評価並びにリスク対応策の整備状況（自己評価）及び運用状況（自己評価）を記載すること（既存のリスク評価シートにあつては、<u>日本産業規格A3の大きさの用紙に転載し、監査資料に綴ること。</u>）。）</p> <p>(2)～(7) 省略</p>

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。